

雫石町競争入札参加資格者 指名停止措置状況【令和8年4月8日現在】

番号	名称	所在地	概要	指名停止の理由	措置内容	措置開始日	措置終了日	登録業種
1	株式会社トーニチコンサルタ ント	東京都渋谷区本 町一丁目13番 3号	独占禁止法違反	東海旅客鉄道(株)管内における跨線橋点検等業務において、独占禁止 法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月 19日付けで公正取引委員会から独占禁止法の規定に基づき排除措置 命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。	指名停止 6月	令和8年 1月10日	令和8年 7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・測量 ・建築 ・土木 ・地質
2	株式会社大林組	東京都港区港南 二丁目15番2 号	労働安全衛生法違反	代表構成員を務める共同企業体が施行中の「中央新幹線第四南巨摩ト ンネル新設(東工区)工事」において、労働安全衛生法違反の罪によ り、令和8年3月24日付けで鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令 を受けたことによる。	指名停止 1月	令和8年 4月8日	令和8年 5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・建築 ・土木